



発行 東京都

目次

42の2

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…
- 昭和三十年東京都告示第百八十一号（東京都土木費補助規程）の一部改正……………
- ……………（建設局総務部企画計理課）…

告示

●東京都告示第四百三十六号の二

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき国土交通大臣とともに平成二十六年東京都告示第四百七号東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月三十一日

- 一 施行者の名称
東京都知事 小 池 百合子
国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

- 三 事業施行期間
平成二十六年三月二十八日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし
変更なし

●東京都告示第四百三十六号の三

東京都土木費補助規程（昭和三十年東京都告示第百八十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表一の部(二)の項を同部(三)の項とし、同部(一)の項の次に次のように加える。

(一)のうち、無電柱化（東京都無電柱化推進条例（平成二十九年東京都条例第五十八号）第二条第一号に規定する無電柱化をいう。）に要する経費（用地費を除く。）	四分の三以内
--	--------

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。